

「日本民間放送連盟 放送基準」(新旧対照表)

現行基準	新基準(2023年4月1日施行予定)
<p>第1章 人権</p> <p>(5) 人種・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。</p>	<p>第1章 人権</p> <p>(5) 人種・<u>民族、性、職業、境遇、信条などによって、差別的な取り扱いをしない。</u></p>
<p>第2章 法と政治</p> <p>(10) 人種・民族・国民に関することを取り扱う時は、その感情を尊重しなければならない。</p>	<p>第2章 法と政治</p> <p>(10) 人種・<u>民族・その国や地域の人々に関すること</u>を取り扱う時は、その感情を尊重しなければならない。</p>
<p>第3章 児童および青少年への配慮</p> <p>(16) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避けなければならない。</p> <p>(17) 児童向け番組で、悪徳行為・残忍・陰惨などの場面を取り扱う時は、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。</p> <p>(19) 武力や暴力を表現する時は、青少年に対する影響を考慮しなければならない。</p> <p>(21) 児童を出演させる場合には、児童としてふさわしくないことはさせない。特に報酬または賞品を伴う児童参加番組においては、過度に射幸心を起こさせてはならない。</p> <p>(22) 未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いはしない。</p>	<p>第3章 児童および青少年への配慮</p> <p>(16) 児童向け番組は、<u>社会通念に照らし、児童の心身の健全な成長にふさわしくない言葉や表現は避けなければならない。</u></p> <p>(17) 児童向け番組で、<u>暴力・残忍・陰惨などの場面</u>を取り扱う時は、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。</p> <p>(19) <u>武力・暴力や社会的に賛否のある事柄</u>を表現する時は、<u>特に青少年に対する影響を考慮</u>しなければならない。</p> <p>(21) 児童を出演させる場合には、児童としてふさわしくないことはさせない。<u>また、報酬や賞品を伴う児童参加番組においては、過度に射幸心を起こさせてはならない。</u></p> <p>(22) <u>20歳未満の喫煙、飲酒を肯定</u>するような取り扱いはしない。</p>
<p>第4章 家庭と社会</p> <p>(23) 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。</p>	<p>第4章 家庭と社会</p> <p>(23) <u>家庭生活については、これを尊重するとともに、多様な価値観を踏まえ一面的な取り上げ方にならないよう注意する。</u></p>

現行基準	新基準（2023年4月1日施行予定）
(24) 結婚制度を破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。	(現行第23条と統合し、現行第24条は廃止)
第5章 教育・教養の向上	第5章 教育・教養の向上 ※改正条文なし
第6章 報道の責任 (32) ニュースは市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。	第6章 報道の責任 (31) <u>報道活動は市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づき、公正でなければならない。</u>
第7章 宗教 (39) 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、ひぼうする言動は取り扱わない。 (40) 宗教の儀式を取り扱う場合、またその形式を用いる場合は、尊厳を傷つけないように注意する。 (41) 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定する内容にならないよう留意する。	第7章 宗教 (38) 信教の自由を尊重し、他宗・他派を <u>誹謗中傷したり、信仰の強要につながったりするような表現は取り扱わない。</u> (39) <u>宗教の教義、儀式にかかわる事物を取り扱う場合は、その宗教の尊厳を傷つけないように注意する。宗教とは直接的な関係がない場面でそれらを用いる場合は特に注意する。</u> (40) 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定したりする内容にならないよう留意する。
第8章 表現上の配慮 (45) 方言を使う時は、その方言を日常使っている人々に不快な感じを与えないように注意する。 (49) 心中・自殺は、古典または芸術作品であっても取り扱いを慎重にする。 (55) 病的、残虐、悲惨、虐待などの情景を表現する時は、視聴者に嫌悪感を与えないようにする。 (56) 精神的・肉体的障害に触れる時は、同じ障害に悩む人々の感情に配慮しなければならない。	第8章 表現上の配慮 (44) <u>地域の文化や風習、言葉を尊重し、それを日常としている人々に不快感を与えないように注意する。</u> (48) <u>自殺・心中は、たとえフィクションであっても取り扱いを慎重にする。</u> (54) <u>残虐、悲惨、虐待などの情景を表現する時は、視聴者に嫌悪感を与えないようにする。</u> (55) <u>障害や病気に触れる時は、同じ障害や病気に悩む人々の感情に配慮しなければならない。</u>

現行基準	新基準（2023年4月1日施行予定）
<p>(57) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観などを与えないように注意する。</p> <p>(59) いわゆるショッピング番組は、関係法令を順守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、視聴者の利益を損なうものであってはならない。</p>	<p>(56) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・<u>混乱・楽観</u>などを与えないよう注意するとともに、<u>適切な医療を受ける機会が失われることのないよう十分に配慮する。</u></p> <p>(58) <u>ショッピング番組は、関係法令を順守して、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行うこととし、視聴者の利益を損なわないものでなければならぬ。</u></p>
<p>第9章 暴力表現</p>	<p>第9章 暴力表現 ※改正条文なし</p>
<p>第10章 犯罪表現</p> <p>(69) 麻薬や覚せい剤などを使用する場面は控え目にし、魅力的に取り扱ってはならない。</p> <p>(71) 誘拐などを取り扱う時は、その手口を詳しく表現してはならない。</p> <p>(72) 犯罪容疑者の逮捕や尋問の方法、および訴訟の手続きや法廷の場面などを取り扱う時は、正しく表現するように注意する。</p>	<p>第10章 犯罪表現</p> <p>(68) 麻薬や覚せい剤などの薬物を使用する場面は、<u>視聴者に与える影響を十分に考慮し、慎重に取り扱う。</u></p> <p>(70) 誘拐などを取り扱う時は、その<u>犯罪手口</u>を詳しく表現してはならない。</p> <p>(71) 犯罪容疑者の逮捕や<u>取り調べ</u>の方法、および訴訟の手続きや法廷の場面などを取り扱う時は、正しく表現するように注意する。</p>
<p>第11章 性表現</p> <p>(73) 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する。</p> <p>(77) 性的少数者を取り上げる場合は、その人権に十分配慮する。</p> <p>(76) 性的犯罪や変態性欲・性的倒錯を表現する場合は、過度に刺激的であってはならない。</p>	<p>第11章 <u>性に関する表現</u></p> <p>(72) 性に関する表現は、<u>過度な興味本位に陥ったり、露骨になり過ぎたりしないよう、取り扱いに注意する。</u></p> <p>(73) 性的<u>マイノリティ</u>を取り上げる場合は、その人権に十分配慮する。</p> <p>(74) 性犯罪や<u>性暴力</u>、性的倒錯を表現する場合は、過度に刺激的であってはならない。<u>また、被害者の心情に配慮する。</u></p>

現行基準	新基準（2023年4月1日施行予定）
<p>第12章 視聴者の参加と懸賞・景品の取り扱い</p> <p>(84) 企画や演出、司会者の言動などで、出演者や視聴者に対し、礼を失したり、不快な感じを与えてはならない。</p> <p>(86) 懸賞募集では、応募の条件、締め切り日、選考方法、賞の内容、結果の発表方法、期日などを明らかにする。ただし、放送以外の媒体で明らかかな場合は一部を省略することができる。</p> <p>(87) 景品などを贈与する場合は、その価値を誇大に表現したり、あるいは虚偽の表現をしてはならない。</p>	<p>第12章 視聴者の参加と懸賞・景品の取り扱い</p> <p>(83) 企画や演出、司会者の言動などで、出演者や視聴者に対し、礼を失したり、不快な感じを与えたりしてはならない。</p> <p>(85) 懸賞募集では、応募の条件、締め切り日、選考方法、賞の内容、結果の発表方法、期日などを明らかにする。ただし、放送以外の媒体で明らかかな場合は一部を省略することができる。さらに、<u>選考にあたっては公正な取り扱いを期する。</u></p> <p>(86) 景品などを贈与する場合は、その価値を誇大に表現したり、あるいは虚偽の表現を<u>したり</u>してはならない。</p>
<p>第13章 広告の責任</p>	<p>第13章 広告の責任 ※改正条文なし</p>
<p>第14章 広告の取り扱い</p> <p>(92) 広告放送はコマーシャルによって、広告放送であることを明らかにしなければならない。</p> <p>(101) 広告は、たとえ事実であっても、他をひぼうし、または排斥、中傷してはならない。</p> <p>(103) 係争中の問題に関する一方的主張または通信・通知の類は取り扱わない。</p> <p>(111) 秘密裏に使用するものや、家庭内の話題として不適当なものは取り扱いに注意する。</p> <p>(113) アマチュア・スポーツの団体および選手を広告に利用する場合は、関係団体と連絡をとるなど、慎重に取り扱う。</p> <p>(114) 寄付金募集の取り扱いは、主体が明らかで、目的が公共の福祉に適い、必要な場合は許可を得たものでなければならない。</p> <p>(118) テレビショッピング、ラジオショッピングは、関係法令を順守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、視聴者の利益を損なうものであってはならない。</p>	<p>第14章 広告の取り扱い</p> <p>(91) <u>広告放送はコマーシャルとして放送することによって、広告放送であることを明らかにしなければならない。</u></p> <p>(100) 広告は、たとえ事実であっても、他を誹謗し、または排斥、中傷してはならない。</p> <p>(102) <u>係争中の問題に関する一方的主張や、これに関する通信・通知の類は取り扱わない。</u></p> <p>(110) <u>衛生用品などの広告は、その商品特性に応じて、広告表現に留意する。</u></p> <p>(112) <u>アマチュアスポーツの団体および選手を広告に利用する場合は、関係団体と連絡をとるなど、慎重に取り扱う。</u></p> <p>(113) 寄付金募集の取り扱いは、主体が明らかで、目的が公共の福祉に<u>かない</u>、必要な場合は許可を得たものでなければならない。</p> <p>(117) <u>ショッピングCMは、関係法令を順守して、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行うこととし、視聴者の利益を損なわないものでなければならない。</u></p>

現行基準	新基準（2023年4月1日施行予定）
<p style="text-align: center;">第15章 広告の表現</p> <p>(126) ニュースと混同されやすい表現をしてはならない。特に報道番組のコマーシャルは、番組内容と混同されないようにする。</p> <p>(127) 統計・専門用語・文献などを引用して、実際以上に科学的と思わせるおそれのある表現をしてはならない。</p>	<p style="text-align: center;">第15章 広告の表現</p> <p>(125) ニュースと混同されやすい表現をしてはならない。特に報道番組<u>で</u>のコマーシャルは、番組内容と混同されないようにする。</p> <p>(126) 統計・<u>学術用語</u>・文献などを引用して、実際以上に科学的と思わせるおそれのある表現をしてはならない。</p>
<p style="text-align: center;">第16章 医療・医薬品・化粧品などの広告</p> <p>(128) 医療・医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品・いわゆる健康食品などの広告で医師法・医療法・薬事法などに触れるおそれのあるものは取り扱わない。</p> <p>(136) いわゆる健康食品の広告で、医薬品的な効能・効果を表現してはならない。</p>	<p style="text-align: center;">第16章 医療・医薬品・化粧品などの広告</p> <p>(127) 医療、<u>医薬品</u>・<u>医薬部外品</u>・<u>医療機器</u>・<u>化粧品</u>・<u>健康食品</u>などの広告で<u>関係法令</u>などに触れるおそれのあるものは、<u>取り扱わない</u>。</p> <p>(135) 健康食品の広告で、<u>医薬品的な効能</u>・<u>効果</u>を表現してはならない。</p>
<p style="text-align: center;">第17章 金融・不動産の広告</p> <p>(137) 金融業の広告で、業者の実態・サービス内容が視聴者の利益に反するものは取り扱わない。</p> <p>(141) 宅地建物取引業法、建設業法により、免許・許可を受けた業者以外の広告は取り扱わない。</p> <p>(143) 法令に違反したものや、権利関係などを確認できない不動産などの広告は取り扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第17章 金融・不動産の広告</p> <p>(136) <u>金融に関する</u>広告で、<u>事業者の実態</u>・サービス内容が視聴者の利益に反するものは取り扱わない。</p> <p>(140) <u>不動産に関する</u>広告は、<u>宅地建物取引業法</u>、<u>建設業法</u>により、<u>免許・許可を受けている事業者以外のもの</u>、<u>法令に違反したもの</u>や<u>権利関係などを確認できないもの</u>は取り扱わない。</p> <p>(現行第141条と統合し、現行第143条は廃止)</p>
<p style="text-align: center;">第18章 広告の時間基準</p> <p>(144) コマーシャルの種類はタイムCM、スポットCMとする。</p>	<p style="text-align: center;">第18章 広告の時間基準</p> <p>(142) コマーシャルの種類はタイムCM、<u>スポットCMを基本</u>とする。</p>

現行基準		新基準（2023年4月1日施行予定）																																													
<ラジオ> (145) タイムCMは、次の限度を超えないものとする。ニュース番組および5分未満の番組の場合は各放送局の定めるところによる。		<ラジオ> (143) タイムCMは、次の限度を超えないものとする。ニュース番組および5分未満の番組の場合は各放送局の定めるところによる。																																													
5分番組	1分00秒	5分番組	1分00秒																																												
10分番組	2分00秒	10分番組	2分00秒																																												
15分番組	2分30秒	15分番組	2分30秒																																												
20分番組	2分40秒	20分番組	2分40秒																																												
25分番組	2分50秒	25分番組	2分50秒																																												
30分番組	3分00秒	30分番組	3分00秒																																												
30分以上の番組 10%		30分以上の番組 10%																																													
(1) 番組内で広告を目的とする言葉、音楽、効果、シンギング・コマーシャル（メロディだけの場合も含む）、その他お知らせなどは、コマーシャルとする。 (2) 共同提供、タイアップ広告などは、タイムCMの秒数に算入する。		・ 番組内で広告を目的とする言葉、音楽、効果、シンギング・コマーシャル（メロディだけの場合も含む）、その他お知らせなどは、 <u>タイムCM</u> とする。																																													
(151) スポットCMの標準は次のとおりとするが、放送素材の音声標準は民放連技術規準による。		(149) <u>コマーシャルの標準は次を目安とするが</u> 、放送素材の音声標準は民放連技術規準による。																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">素材</th> <th colspan="2">音声</th> </tr> <tr> <th>時間</th> <th>音節数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5秒</td> <td>3.5秒以内</td> <td>21音節</td> </tr> <tr> <td>10秒</td> <td>8秒以内</td> <td>48音節</td> </tr> <tr> <td>15秒</td> <td>13秒以内</td> <td>78音節</td> </tr> <tr> <td>20秒</td> <td>18秒以内</td> <td>108音節</td> </tr> <tr> <td>30秒</td> <td>28秒以内</td> <td>168音節</td> </tr> <tr> <td>60秒</td> <td>58秒以内</td> <td>348音節</td> </tr> </tbody> </table> その他は各放送局の定めるところによる。	素材	音声		時間	音節数	5秒	3.5秒以内	21音節	10秒	8秒以内	48音節	15秒	13秒以内	78音節	20秒	18秒以内	108音節	30秒	28秒以内	168音節	60秒	58秒以内	348音節	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">素材</th> <th colspan="2">音声</th> </tr> <tr> <th>時間</th> <th>音節数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5秒</td> <td><u>4秒以内</u></td> <td><u>24音節</u></td> </tr> <tr> <td>10秒</td> <td><u>9秒以内</u></td> <td><u>54音節</u></td> </tr> <tr> <td>15秒</td> <td><u>14秒以内</u></td> <td><u>84音節</u></td> </tr> <tr> <td>20秒</td> <td><u>19秒以内</u></td> <td><u>114音節</u></td> </tr> <tr> <td>30秒</td> <td><u>29秒以内</u></td> <td><u>174音節</u></td> </tr> <tr> <td>60秒</td> <td><u>59秒以内</u></td> <td><u>354音節</u></td> </tr> </tbody> </table> その他は各放送局の定めるところによる。	素材	音声		時間	音節数	5秒	<u>4秒以内</u>	<u>24音節</u>	10秒	<u>9秒以内</u>	<u>54音節</u>	15秒	<u>14秒以内</u>	<u>84音節</u>	20秒	<u>19秒以内</u>	<u>114音節</u>	30秒	<u>29秒以内</u>	<u>174音節</u>	60秒	<u>59秒以内</u>	<u>354音節</u>
素材		音声																																													
	時間	音節数																																													
5秒	3.5秒以内	21音節																																													
10秒	8秒以内	48音節																																													
15秒	13秒以内	78音節																																													
20秒	18秒以内	108音節																																													
30秒	28秒以内	168音節																																													
60秒	58秒以内	348音節																																													
素材	音声																																														
	時間	音節数																																													
5秒	<u>4秒以内</u>	<u>24音節</u>																																													
10秒	<u>9秒以内</u>	<u>54音節</u>																																													
15秒	<u>14秒以内</u>	<u>84音節</u>																																													
20秒	<u>19秒以内</u>	<u>114音節</u>																																													
30秒	<u>29秒以内</u>	<u>174音節</u>																																													
60秒	<u>59秒以内</u>	<u>354音節</u>																																													

以上